

部活動の活動方針

旭市立千潟中学校校長 柴山 浩恒

教育目標	<p>主体的に生き生きと行動する生徒の育成 ～自ら気づき、考え、行動できる～</p> <p>(1) 目指す生徒像</p> <p>「ひ」 広い心を持った生徒</p> <ul style="list-style-type: none">・人に優しく、相手のことを考えた発言や行動をし、協力し合うことができる。・人の多様性を理解し、互いの持ち味を生かして共生することができる。 <p>「か」 賢い頭を持った生徒</p> <ul style="list-style-type: none">・主体的、対話的に学習し、思考力・判断力や表現力を高めることができる。・自ら課題を見出し、学習した内容を生活の中で生かすことができる。 <p>「た」 たくましい心と体を持った生徒</p> <ul style="list-style-type: none">・困難に立ち向かい、夢や目標の達成のために努力できる。・規則正しい生活をし、自らの健康の増進と自他の安全に留意できる。 <p>(2) 目指す学校像</p> <p>①安心・安全で居心地のよい学校</p> <ul style="list-style-type: none">・成長が実感でき、安心して楽しく過ごすことができる。・環境が整えられ、安全で美しく、清掃が行き届いている。 <p>②保護者や地域に信頼される学校</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒が、家庭や地域に学校を自慢できる。・学校評価を真摯に受け止め、工夫・改善する。 <p>(3) 目指す教師像</p> <p>①教師としての自覚と責任を持ち、生徒・保護者に誠実に対応する教師</p> <p>②生徒の心の居場所づくりに努めるとともに、一人も取りこぼさない教育を目指し、徹底して生徒や保護者を大切にする教師</p> <p>③「主体的・対話的で深い学び」の実現に努め、自らの指導を振り返って工夫改善することができる教師</p>
部活動の基本方針	<p>1 適切な部活動参加</p> <p>(1) 生徒は原則として全員加入 <u>ただし、クラブチームへの参加等、他に目的がある場合には、本人及び保護者との相談のもと無所属も許可する。</u></p> <p>(2) 退部・転部に関する体制の構築 退部や転部等の対応は、本人、保護者、顧問間で連絡を密にし、対応する。</p> <p>2 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 活動計画等の策定 各顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。 また、各部の年間の活動計画、毎月の活動計画等を所属する部活動の生徒及び保護者へ文書にて知らせる。</p> <p>(2) 指導・運営に係る体制の構築 校長は、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問の配置等、学校の校務全体が効率的・効果的に実施されるよう考慮する。 また、各部の活動内容を把握するとともに、各種通知を踏まえ、法令に則り、指導内容の充実、生徒の安全の確保を図るとともに教員の勤務時間管理等を行う。</p> <p>3 適切な指導の実施</p> <p>(1) 校長及び顧問は、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁による「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「旭市部活動の方針」に則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、全職員の共通理解の下、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。</p> <p>(2) 顧問は、次のことに配慮し指導を行う。</p>

- ①スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるためには、休養を適切に取ることが必要であること、また、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点からも休養を適切に取ることが必要であることを理解する。
- ②過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと、また、生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- ③生涯にわたってスポーツや芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。

4 適切な休養日等の設定

(1) 適切な活動時間

平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。土曜日及び日曜日を含む学校の休業日は、長くとも3時間程度とする。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

(2) 休養日の設定

課業期間中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(3) 学校の実態に応じた休養日の設定

定期試験の際は、一定期間の休養日を設定する。また、学校全体の休養日（ノ一部活動デー）を計画的に設定する。

5 けがや事故の防止

(1) 発達段階に応じた指導

生徒の健康観察を適切に行うとともに、各生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない練習となるように留意する。

また、専門的知見を有する保健体育科担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

熱中症予防としては、暑さ指数を参考にし、危険レベルに達した場合はすぐに活動を中止するなど、細心の注意を払う。

また、体調等が優れない場合はすぐに申告できる雰囲気づくりに努める。

(2) 安全管理

活動場所の定期的な安全点検及び活動前後の点検活動を確実にを行うとともに活動中の事故防止に努める。

万が一事故が発生した際は、学校の危機管理マニュアルに従い、速やかに対応する。

(3) 顧問不在時の対応

複数の顧問での連携による指導体制を整えるが、顧問不在で指導の手立てがとれない場合は、原則活動休止とする。

(4) 校外での活動

校外で活動する場合（大会、練習試合等）は、事前に管理職の許可を得た上で、引率責任者がつくことを基本とする。

6 新型コロナウイルス感染予防のための手立て

(1) 体調のすぐれない生徒は、活動に参加させない。

(2) 身体接触や人と人とが接近するような感染リスクが高い活動は当面見送る、違う形態で行うなど、活動内容を十分に検討する。

(3) 運動中以外はマスクを着用し、近距離での会話は控える。

(4) 対外試合等を実施する場合、学校数や人数は必要最小限とし、感染リスクを低減させる。

(5) 昼食など飲食をする際や休憩時、更衣時には、身体的距離を十分確保し、会話はしない。

(6) 万が一感染者が確認された場合には、学校における感染対策ガイドラインに沿って適切に対処していく。

7 その他

(1) 年度当初に保護者会を開催し、運営方針や年間計画、必要な経費等を説明し、保護者との信頼関係の構築に努める。

また、保護者への情報提供や情報共有に努め、生徒の心身の状況を適切に把握し、効果的な指導を推進する。

(2) 部員数によっては、他の学校との合同チームについて検討し、編制する際は、千葉県小中体連の規程に準じる。

(3) 部活動運営上の共通理解事項（活動時の服装、下校時刻、用具の購入等）については、別に定める。